

「安平町男女共同参画基本計画（案）」

意見募集（パブリックコメント）の結果について

安平町男女共同参画基本計画(案)について、貴重なご意見をいただきありがとうございました。意見募集をした結果について、下記のとおり取りまとめましたので公表します。今後、本計画については提出いただいたご意見等を踏まえて修正を加え、10月末頃公表予定です。

1. 募集期間 平成 23 年 7 月 21 日～8 月 22 日
2. 意見提出人数及び件数 2 人 7 件
3. 公表方法 町ホームページ、広報あびら(10月号)、早来庁舎総務課、追分庁舎住民総合相談室

	意見の概要	町の回答	備考
①	地方公務員法第 13 条に「全て国民は信条・性別等によって差別してはならない」とあり、女性職員は平等に扱わなければならないが、その多くは主査、主幹どまりで課長はほとんど見当たらない。女性課長は、庁舎内にフレッシュな感じを与え、繊細な神経で課をまとめ職責を果たしていると高い評価を受けている。このこと自体が、女性職員の士気を高め、男性職員を含め切磋琢磨に結び付くことが明らかである。このような意味から、有能な女	ご指摘のとおり、現在町職員の管理職については、3 名(8 月 22 日現在)となっており、割合としては大変低いものとなっております。 女性職員の管理職登用については施策として、計画中 P.23 に「女性の役職への登用推進」の項目を記載しており、今後計画を推進する上で重点的に取組む重点項目として設定しております。	関連施策 P.23 基本方針Ⅱ 基本的方向② (1)女性の役職への登用推進

	性職員を能力に相応しい地位につけるべきであり、「女性の能力を町行政に活用する」という発想が重視される。		
②	これからは、住民の行政参加が強調され、まちづくりや生活環境の改善が求められる。この意味合いから男性には気がつかない政策・意見・決定等に女性委員を登用すべきである。広報誌等で審議会設置の目的、委員の資格基準等を定め、公募により広く、公正に人材を登用する。町長が公募で申し出のあったものから男女の比率を内定し選考・任命する。これは、女性の行政に対する関心を高め、男女同権社会の実現の一策につながる。	安平町の審議会、各種委員会の女性委員の割合については計画にもあるとおり、21.7%と国、道に比べ低い数値となっております。ご指摘のとおり、今後まちづくりを進める上では女性の視点も大変重要なものとなります。審議会等の女性登用及び公募制については計画中 P.21 に「行政における各専門委員会への女性参画の促進」の施策を掲げており、各審議会、委員会で多くの女性の意見が反映されるような体制づくりを目指します。また計画中の P.21(1)の町の取組みの中で「公募制の推進、周知」を「公募制の推進、周知及び公募基準の明確化」と修正し、公募する際の女性の人数等の基準を明確にすることとします。	関連施策 P.21 基本方針Ⅱ 基本的方向① (1)行政における各専門委員会への女性参画の促進 この意見による計画の修正部分 P.21 町の取り組み(主要事業) 「公募制の推進、周知」を 「 公募制の推進、周知及び公募基準の明確化 」に修正
③	各委員会、審議会などの委員について女性の参画が少ない現状は、自治会、老人クラブ、ボランティア団体などの役員のあて職が多いためと思う。	計画中の資料にある通り自治会の役員(自治会長)は女性は 0 名となっており、女性の意見が反映できるような体制づくりのための対策が必要です。この件については、P.35 に(1)「地域活動への男女共同参画促進」、(2)「地域活動における女性参画の促進」の2つの施策を掲げており、地域での女性参画を推進し、行政の各種審議会や委員会への委員への登用につながるような体制づくりを進めることとしております。	関連施策 P.35 基本方針Ⅲ 基本的方向④ (1)地域活動への男女共同参画促進 (2)地域活動における女性参画の促進

④	行政の施策としての啓発運動により意識改革をはかり、男女共に多岐にわたる学習の機会をつくることに真っ先に取組むべきと考える。	ご意見のとおり、男女共同参画者社会の実現をする上で意識改革のための啓発活動及び学習の機会は重要と思われます。これにつきましては、啓発活動についての施策として P.15 に掲げており、計画を推進する上で最初の段階として啓発活動による男女共同参画に対する認識の浸透に努めます。また、生涯学習の推進につきましては P.17 に施策を掲げており、学習機会の提供等男女共同参画に関する教育を充実させていくこととなっております。	<p>関連施策</p> <p>P.15</p> <p>基本方針Ⅰ 基本的方向①</p> <p>(1)広報・町ホームページによる情報提供及び啓発</p> <p>(2)情報収集・提供の充実</p> <p>(3)性別的な役割分担に対する意識の見直し</p> <p>P.17</p> <p>(1)学校における男女共同参画の学習の推進</p> <p>(2)家庭内や地域における学習の推進</p>
⑤	行政からの働きかけによる女性の社会参加しやすい環境整備が大事になる。内容は参画基本計画のとおりを実施したら良いと思う。	女性の社会参加しやすい環境整備は様々な分野に及ぶため関係各課と連携し、計画を推進していきます。特に計画内 P.25 に掲げている施策 (2)「女性の多様な働き方への支援」は重点項目に設定しており、女性が働きやすい環境整備を重点的に進めていきます。	<p>関連施策</p> <p>P.25</p> <p>基本方針Ⅱ 基本的方向③</p> <p>(2)女性の多様な働き方への支援等</p>
⑥	町民には男女共同参画のあり様について理解不足の感が否めないため、多方面の場(管理職登用、町議会議員数、各種委員会・審議会委員数等)において一定割合を女性に割り当てることを町民に考えていただく機会をつくってはどうか。	女性の割合については、①、②のご意見に対する町の考え方にもあるとおり、計画中の施策を進める上で重点的に取り組む項目として設定しており、女性の登用を積極的に進めることとしております。また計画中の P.21(1)の町の取組みの中で「公募制	<p>この意見による計画の修正部分</p> <p>P.21</p> <p>町の取り組み(主要事業)</p> <p>「公募制の推進、周知」を</p> <p>「公募制の推進、周知及び公募基</p>

		の推進、周知」を「公募制の推進、周知及び公募基準の明確化」と修正し、公募する際の女性の人数等の基準を明確にすることとします。女性の数や割合の制度化については、目標値の設定等を含め検討課題として今後の参考とさせていただきます。	<u>準の明確化</u> 」に修正
⑦	安平町男女共同参画基本計画の内容は理想的社会の構築がなるかと思うほど大変良い計画だが具体的に進める年数や期限、進める方法論が明らかではない。	本計画の期間は平成 23 年度から平成 27 年度の 5 年間で設定しており、毎年実績報告による評価を行い進行管理をしながら推進することとしております。また計画内容自体は広範多岐にわたり、施策に関する事業については各担当課と連携し他の個別計画等との整合性を図りながら進めます。	

■ 提出意見による計画の修正部分

計画内 P.21

基本方針Ⅱ－基本的方向①－(1)－町取組み(主要事業)

修正前	修正後	関連意見
公募制の推進、周知	公募制の推進、周知及び <u>公募基準の明確化</u>	②、⑥